

〔文献紹介〕（国内）

田中和明・小出卓哉編著

『信託法務大全 第2編 信託規制法・関連法』

有吉尚哉

1 はじめに

本書は、信託の分野に精通した信託銀行の職員や弁護士などを執筆者とし、信託法以外の信託に関わる規制法その他の法令の解説を行う法律実務書である。信託法を取り扱う『信託法務大全 第1編 信託法』に続く第2編として著されたものであり、第1編と合わせて体系立った解説書となる。公益財団法人トラスト未来フォーラムにおいて開催された「信託の規制法・関連法に関する研究会」の成果報告として位置付けられるものでもある。

信託の実務において信託法の理解が重要であることは言うまでもないが、各種の金融規制法や不動産登記法、倒産法などの関連法令が信託の関係当事者の事務対応や権利関係に影響を及ぼすことも多い。そのため、信託の法務・実務に携わる者や、信託分野の研究者は、これらの法令についても十分に理解することが不可欠となる。もっとも、信託という切り口で関連法令を一気通貫する基本書・解説書は限られており、本書は内容が充実しているというだけでなく専門性・一覧性の観点からも有用な書籍である。

本書は、表題のとおり「信託規制法」と「信託関連法」の二部構成となっており、それぞれの部の各章において主に個別の法令の概要と信託との関連が解説されている。以下では、本書で取り上げられている各法令の信託の法務・実務との関わりに触れつつ、本書の各章の概要を紹介

することとしたい。

2 信託規制法

「第1部 信託規制法」においては、「信託業法」、「銀行法」、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」、「金融商品取引法」、「デジタル資産関連法」、「金融サービス提供法」の各章が設けられている。

まず、信託の引受けを行う営業（信託業）を営むには、原則として信託業法に基づく免許・登録を受けることが必要となる（信託業法3条、7条1項）。そして、この免許・登録を受けた信託会社には、信託業法に基づく各種の規制が適用されることになり（信託銀行についても、後述の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という）により信託業法に基づく行為規制の多くが準用される）、その中には信託会社が受託者として信託を引き受ける場合に一定の義務を課すものも含まれている。他方、いわゆる民事信託などの場面において信託会社の免許などを受けずに信託の受託者となろうとする場合には、どのような態様で信託を引き受けるのであれば、信託業に該当しないかを理解することが必要となる。このように、信託の設定・運営にあたっては、信託業規制の適用範囲や内容を理解することが必要となる。「第1章 信託業法」では、この信託業規制の内容が詳細に解説されている。加えて、信託業法には自己信託会社や信託契約代理店などの信託業以外の信託に関わる業態に対する規制も定められているが、「第1章 信託業法」ではそれらの規制についても言及されている。

信託、特に商事信託の領域において、信託会社と並んで主要な受託者の成り手となるのが信託銀行である。信託銀行は、銀行その他の一定の金融機関のうち、兼営法1条1項の認可を受けることにより信託業務を営むことを認められた者である。そして、信託銀行に対しては銀行法及び兼営法の規制が適用されることになる。「第2章 銀行法」及び「第3章 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」では、これらの規制の内容が解説されている。特に兼営法の解説を行う基本書・実務書は極

文 献 紹 介

めて限られており、この点での本書の希少性は高いといえる。

金融商品取引法（以下「金商法」という）上、対象となる証券や権利が「有価証券」（金商法2条1項、2項）に該当する場合には、開示規制や業規制が適用されることになる。そして、信託の受益権については、一部の例外を除いて「有価証券」として取り扱われる（金商法2条2項1号、1項14号など）。そのため、受益権の販売勧誘が行われる場面では、これに関与した当事者に対する業規制の適用関係を考慮する必要があり、また、受益権の法形式や取引内容次第では金商法に従った情報開示が必要となる。さらに、受益権に対する規制とは別に、信託業法上、典型的に投資性の強いものとして定められている「特定信託契約」に該当する信託契約による信託を信託会社又は信託銀行が引き受ける場合には、信託の引受けに関して金商法に基づく行為規制が準用されることになる（信託業法24条の2）。このように、信託の実務においては、金商法に基づく規制の適用関係にも十分配慮することが必要となり、「第4章 金融商品取引法」では信託に関連する金商法に基づく開示規制、業規制、行為規制の内容が解説されている。この点、金商法に関する実務書は多数存在する。もっとも、信託の内容に応じて「発行者」が異なるなど受益権に関する金商法の適用関係は特に複雑なものであり、信託に焦点を当てて金商法の規制を解説する本書の有用性は高いといえよう。また、信託や受益権に対する金商法の規制の適用関係に加えて、本章の第4節及び第5節では、信託財産において株券等を保有する場合の公開買付規制・大量保有報告規制の適用関係という、これも難解な論点を解説しており、実務・研究の参考となる。

近時、信託制度の新たな利用方法として、セキュリティトークン（デジタル証券）などのデジタル資産としての利用が注目され、また実際に利用され始めている。「第5章 デジタル資産関連法」では、第4章までの各章が法令ごとの章立てとなっているのと異なり、デジタル資産、具体的にはセキュリティトークンとステーブルコインとして信託制度を利用する場合の規制が、法令横断的に取り上げられている。対象となる法令として、前者については金商法、後者については銀行法、資金決済

に関する法律、信託業法などがあげられ、信託をデジタル資産として利用しようとする場合のこれらの法令の適用関係が解説されている。本書の各章の中でも特に最新の立法や実務動向を踏まえた一章である。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という）は、多様な業態の金融事業者を横断的に対象とするものであり、顧客に対する誠実公正義務（金融サービス提供法2条）や、民法に基づく不法行為の規律の特則としての説明義務（同法4条）を定めている。第1部の終わりの「第6章 金融サービス提供法」では、金融サービス提供法に基づく各規制の信託の場面における適用関係がまとめられている。

3 信託関連法

「第2部 信託関連法」においては、「不動産登記法」、「倒産法」、「社債、株式等の振替に関する法律」、「個人情報保護法」、「マネー・ローンダリング等規制」、「外国為替及び外国貿易法」、「国際私法」、「独占禁止法」の各章が設けられている。

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない（信託法14条）。このような財産の代表例は不動産であり、不動産が信託財産に帰属することを第三者に対抗するには、不動産登記法に従って信託の登記を行うことが必要となる。「第1章 不動産登記法」では、信託の登記に関する基本事項と実務上の論点がまとめられている。

信託の主要な機能の一つは、信託財産の独立性（信託法23条1項など）を前提とする倒産隔離機能である。この倒産隔離機能を活用するために信託を設定しようとする場合には、関係当事者に倒産手続が開始した場合の信託に対する影響が関心事項となる。そのような意味で、信託の利用に際して各倒産法の適用関係を理解することも重要な点となる。また、破産法には信託財産の破産に関する特則が設けられている（破産法第10

文 献 紹 介

章の2)。実際に信託財産の破産の手續に關与することとなった場合だけでなく、信託を利用するにあたっては、想定外の事態に備えて信託財産の破産の規律を理解しておくことも肝要である。「第2章 倒産法」では、信託財産、受託者、委託者のそれぞれの倒産が信託に与える影響がまとめられているほか、信託財産に関する倒産不申立特約の効力が論じられている。

社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という)は社債、株式などの有価証券に関する振替制度を定める法律である。社債等振替法においては、受益証券を発行することができる信託の受益権、すなわち、投資信託又は外国投資信託の受益権、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権及び受益証券発行信託の受益権についても振替制度の対象とすることが認められており(社債等振替法第6章第6節、第7節、第8節、第6章の2)、「第3章 社債、株式等の振替に関する法律」では社債等振替法の概要と信託に関わる事項がまとめられている。

個人が受益者となる場合、信託事務を執り行う受託者は、受益者に關する個人情報管理が必要となる。また、信託財産が金銭債権の場合には債務者に関する個人情報を、信託財産が賃貸不動産である場合には賃借人に関する個人情報を、それぞれ取り扱うことが必要になるなど、信託財産に関する個人情報の取扱いが受託者に求められる場合もある。そして、このような場合、受託者には、受益者や信託財産に関する個人情報を管理したり、(他の)受益者に提供したりすることについて、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)を遵守して、信託事務を執り行うことが求められる。「第4章 個人情報保護法」では、信託と個人情報保護法の関係が整理された上で、受託者による個人データの取得・利用・提供の各局面に関する実務上の論点が解説されている。

近時、金融事業者に求められるコンプライアンス上の最重要課題の一つはマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策(以下「マネロン等対策」という)である。法令上の要請としては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という)に基づく取引時確

認や疑わしい取引の届出義務、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）に基づく本人確認などによってマネロン等対策に関する対応をとることが求められる。「第5章 マネー・ローンダリング等規制」では、マネロン等対策に関する法令の全体像が示された上で、信託の場面における犯収法及び外為法に基づくマネロン等対策に関する規律について解説されている。

経済活動の国際化の進展に伴い、非居住者が日本法に基づき設定される信託の当事者となったり、海外に所在する財産が信託財産となったり、信託に関する決済手段として外貨が利用されたりすることも想定される。このような場面で、信託に関わる決済がクロスボーダーでなされたり、外貨が用いられったりする場合には、外為法に基づく規制の適用関係が論点となる。また、信託の当事者や信託財産に外国の要素が含まれることになると、関係当事者の権利関係について準拠法が論点となり、必ずしも日本の信託法が適用されるとは限らないことになる。このような外国の要素が含まれる信託の実務を念頭に、「第6章 外国為替及び外国貿易法」では信託と外為法の適用関係について、「第7章 国際私法」では信託に関する準拠法について、それぞれまとめられている。

信託会社・信託銀行による信託に関する取引も企業取引の一種であり、独占禁止法に基づく競争に関する規制の適用が論点となり得る。また、独占禁止法との関係では、信託を介して株式を保有する場合の企業結合規制や議決権保有規制の適用関係も論点となる。「第8章 独占禁止法」では信託における競争規制の適用関係と信託を介して株式を保有する場合の独占禁止法の適用関係についてまとめられている。

4 おわりに

ここまで述べてきたとおり、信託の法務・実務には信託法以外にも多様な法令が関係することになる。本書はそれらの法令を網羅的に取り上げ、信託との関係について、最新の論点・課題まで含めて解説するものである。信託の法務・実務に携わる者にとっては、まさに実務対応の参

文 献 紹 介

考となる法律実務書であり、信託分野の研究者にとっても、信託法の理論面だけではなく実務に即した視点で信託法務を捉えるための便宜となる文献となろう。

(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁護士)

〔田中和明・小出卓哉編著『信託法務大全 第2編 信託規制法・関連法』清文社，2024年，A 5判，824頁，定価 7,920円（税込）〕